

## 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

2022年12月26日

千葉県情報公開推進会議委員長 様



千葉県情報公開条例 27 条の 2 第 2 項の規定及び千葉県議会情報公開条例 28 条の 2 第 2 項の規定により、次の通り情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。

意見の内容	<p>千葉県情報公開推進会議は、今までどおり傍聴者に発言の機会を与えることを強く求める。</p> <p>千葉県情報公開推進会議は、令和4年第1回まで、毎回傍聴者に対し委員長が「傍聴の方、ご発言がありますか?」と言って傍聴者に発言の機会を与えてきた。</p> <p>ところが、2022年12月23日令和4年第2回推進会議は、傍聴者が発言の機会を求めているにもかかわらず、職員が「推進会議として傍聴者の発言を認めないことにしました」と言い、ZOOMの接続を切り、傍聴者に退席を求めた。</p> <p>千葉県情報公開条例第1条(目的)は、「県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする」と定めている。</p> <p>千葉県情報公開推進会議が発足以来ずっと傍聴者に発言の機会を与えてきたことは、この目的を実現するためであると推察される。</p>
-------	--





別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和5年2月23日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

郵便番号

住所

氏名

[ 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 ]

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>現状として、千葉県では、情報公開、個人情報開示の開示実施手数料(いわゆるコピー代)が納入通知書により支払えるのに対して、情報公開、個人情報開示の開示文書の郵送料が納入通知書により支払えないことにされている。そして、この点は、他の自治体では納入通知書により支払うことができるところがあるうえに、令和2年11月5日(木)に開催した令和2年度第1回千葉県情報公開推進会議において、写しの送付の料金も、納入通知書により支払えるようにすべきである、との意見が相次いだにもかかわらず、いまだに改善されていない。</p> <p>したがって、開示文書の郵送料が納入通知書により支払えるようにすべきである。</p>
-------	---

以上





別記  
第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和6年1月17日

千葉県情報公開推進会議  
会長

様

郵便番号  
住所  
氏名  
〔法人そ  
所在地  
連絡先電話

担当者名  
(法人その他の団体の場合に記載してください。)

- 千葉県情報公開条例第27条の2第2項
- 千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>私は、オンブズ活動の一環として、情報公開制度の運営の改善に関する意見書や情報公開事務に係る苦情の申出書を提出してまいった者です。意見書や苦情申出書については、適切な期間内に御審議のうえで改善や苦情の対応を行なうべきです。しかし、少なくとも、私が御提出した書面が未だに御審議いただけないまま相当長期にわたって放置されています。ここで、情報公開事務に係る苦情の申出書については、千葉県情報公開条例27条の2第4項において「推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。」と規定されているものの、情報公開制度の運営の改善に関する意見書については、特に「適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。」といった規定はされていません。そうであるからといって、推進会議の目的や千葉県情報公開条例27条の2第2項の趣旨に鑑みれば、ここまで長期間、放置されることは、苦情申出だけではなく、意見書についても認められるべきではありません。もちろん、一定期間内に対応を全て終えることを一律に課すことは、意見書にも様々なものがありその内容や分量の違いもあること、改善をするために必要なことをするために相応の期間を要する場合もあるなど、期間を設けることでかえって十分な改善をすることができなくなり得ることなどを考えると、適切ではありません。それでも、少なくとも、意見書の受付から一定期間内に審議を開始することを定めることは、上記のような懸念を生じ得ません。</p> <p>したがって、情報公開制度の運営の改善に関する意見書についても、適切な期間内に審議を開始することを明文で規定するように改善すべきです。</p> <p>このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、</p>
-------	---



	1条、3条、5条、8条本文、26条、27条、27条の2各項、29条各項、30条の規定及び趣旨並びに同条例全体の精神に合致するものというべきです。 以上以下余白
--	--